

日時：令和元年6月11日（火）
午後3時00分から5時00分まで
場所：ワークピア横浜2階 おしどり

第43回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

1 開会

2 議事

- (1) 福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正等について
- (2) 専門委員会委員の変更について

3 報告

- (1) 専門委員会における検討状況について（公共交通機関の施設）
- (2) 福祉のまちづくり推進指針の改定について
- (3) バリアフリー基本構想について
- (4) 平成30年度 横浜市社会福祉協議会の福祉啓発事業報告について
- (5) 平成30年度及び令和元年度 横浜市福祉のまちづくり推進事業について

4 その他

《配付資料》

- 資料1 福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正等について
- 資料1-1 宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金 募集案内（参考）
- 資料1-2 宿泊施設向けバリアフリー啓発リーフレット（参考）
- 資料2 専門委員会委員名簿
- 資料3 専門委員会における検討状況について（公共交通機関の施設）
- 資料3-1 報道発表資料抜粋（国土交通省）
- 資料3-2 ガイドライン抜粋（国土交通省）
- 資料4 福祉のまちづくり推進指針の改定について
- 資料4-1 横浜市福祉のまちづくり推進会議について
- 参考資料 福祉のまちづくり推進指針（平成29年度～平成32年度） 概要版
- 資料5 横浜市バリアフリー基本構想について
- 資料6 平成30年度横浜市福祉のまちづくり推進に関する社会福祉協議会事業の福祉啓発事業報告について
- 資料7 平成30年度福祉のまちづくり推進事業の報告について
- 資料8 令和元年度福祉のまちづくり推進事業 予算概要

第11期 横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿（令和元年6月現在）

（任期：平成29年7月15日～令和元年7月14日）

（50音順・敬称略）

選出区分	氏名	ふりがな	役職	
事業者	赤羽 重樹	あかばね しげき	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事	
事業者	東 耕太郎	あずま こうたろう	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 企画部長	
市長が必要と認めるもの	甘粕 彰子	あまかす あきこ	市民公募	
関係団体	井汲 悦子	いくみ えつこ	特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 常任理事	
関係団体	井上 良貞	いのうえ よしさだ	一般社団法人 横浜市聴覚障害者協会 理事長 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）	
学識経験	大原 一興	おおはら かずおき	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授	会長
事業者	小堤 健司	おづつみ けんじ	一般社団法人 神奈川県バス協会 常務理事	
事業者	金子 修司	かねこ しゅうじ	横浜商工会議所 議員	
事業者	川島 陽二郎	かわしま ようじろう	相模鉄道株式会社 経営管理部経営企画担当課長	
関係団体	小泉 暁美	こいずみ あけみ	特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）	
関係団体	清水 龍男	しみず たつお	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 代表幹事	
事業者	下村 旭	しもむら あきら	一般社団法人 神奈川県建築士会	
関係団体	白石 幸男	しらいし ゆきお	横浜市脳性マヒ者協会 会長 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）	
市長が必要と認めるもの	鈴木 やよい	すずき やよい	特定非営利活動法人 横浜市民アクト 理事	
関係行政	滝口 正始	たきぐち まさし	神奈川県警察本部 交通部交通総務課長	
関係団体	田邊 裕子	たなべ ゆうこ	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長	
学識経験	中村 美安子	なかむら みやこ	神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科 准教授	副会長
市長が必要と認めるもの	仁木 淳	にき じゅん	市民公募	
学識経験	橋本 美芽	はしもと みめ	首都大学東京大学院人間健康科学研究科 准教授	
市長が必要と認めるもの	畑中 祐美子	はたなか ゆみこ	よこはま一万人子育てフォーラム	
関係団体	松澤 秀夫	まつざわ ひでお	公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会 副理事長	
関係団体	森 信子	もり のぶこ	横浜もみじ会 理事 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）	
事業者	八木 佐知子	やぎ さちこ	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 理事	
関係行政	山中 直人	やまなか なおと	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 副所長	

令和元年度 横浜市福祉のまちづくり推進会議 庁内関係者名簿

1. 関係課長

局	職名	氏名	ふりがな
健康福祉局	障害支援課長	宮嶋 真理子	みやじま まりこ
環境創造局	公園緑地維持課長	得能 千秋	とくの ちあき
環境創造局	技術監理課担当課長	田畑 有紀子	たばた ゆきこ
建築局	建築企画課長	石井 保	いしい たもつ
建築局	市街地建築課長	正木 章子	まさき あきこ
建築局	建築指導課長	高井 雄也	たかい ゆうや
都市整備局	都市交通課長	橋詰 勝彦	はしづめ かつひこ
道路局	企画課交通計画担当課長	馬場 明希	ばば あき
道路局	施設課 バリアフリー対策等担当課長	松本 英之	まつもと ひでゆき
教育委員会事務局	小中学校企画課長	石川 隆一	いしかわ りゅういち

2. 事務局

局	職名	氏名	ふりがな
健康福祉局	地域福祉保健部長	霧生 哲央	きりゆう てつお
健康福祉局	福祉保健課福祉保健センター担当課長	江原 顕	えはら けん
健康福祉局	福祉保健課担当係長	山田 和子	やまだ かずこ

福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正等について

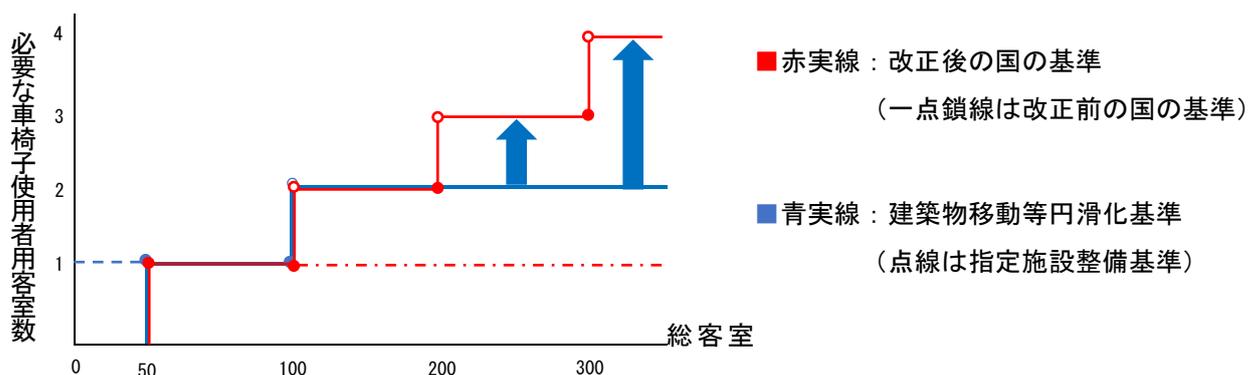
1 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「法」といいます。）及び同法施行令の一部改正により、ホテル又は旅館に必要な車椅子利用者用客室の室数が引き上げられたことに伴い、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下、「規則」といいます。）の改正を行います。この規則改正により、規則で規定するホテル又は旅館に必要な車椅子利用者用客室数の引き上げ、及び一部規定のひらがな表記を漢字表記に改める改正等を行います。

	基準	対象規模	必要な車椅子利用者用客室数	
			改正前	改正後
国	法及び同法施行令 (法第 14 条・令第 15 条)	2,000 m ² 以上	客室の総数が 50 以上の場合は <u>1 以上</u>	客室の総数が 50 以上の場合は <u>総数の 1/100 以上</u>
横浜市	建築物移動等円滑化基準 (法第 14 条・条例第 21 条・規則 3 条の 2、同別表第 1 の 2)	1,000 m ² 以上 ※1	客室の総数が 50 以上の場合は <u>1 以上</u> （客室の総数が <u>100 を超える場合は、2 以上</u> ） ※2	客室の総数が 50 以上の場合は <u>総数の 1/100 以上</u>
	指定施設整備基準 (条例第 25 条第 3 項・規則第 4 条第 2 項、同別表第 5)	1,000 m ² 以上	<u>1 以上</u> （客室の総数が <u>100 を超える場合は、2 以上</u> ）	客室の総数の <u>1/100 以上</u>

※1 法第 14 条第 3 項の規定に基づき、条例で対象規模を引き下げています

※2 法第 14 条第 3 項に規定に基づき、条例で制限内容を付加しています。



また、この規則改正に伴い横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル【建築物編】（以下、「マニュアル」といいます。）へ以下の事項を追記します。

- 客室増に伴う、車椅子利用者用駐車施設の設置数
- 緊急時を想定した、車椅子利用者用客室の設置階

2 旅館・ホテルのバリアフリーに関する1以外の取組事項について

(1) マニュアルの改正について

昨年度より、庁内で観光部局・政策部局と一般客室のバリアフリー化に関する対応について検討を行ってきました。その結果、望ましい基準としてマニュアルへ追加することとします。追加する内容、掲載方法につきましては、建築設計標準（追補版）を参考に検討を行い、専門委員会にお諮りしていきます。

上記と合わせて、建築設計標準（追補版）の内容を精査し、マニュアルへの反映について検討を行っていきます。

(2) その他の取組について

今年度から以下の取組を開始しています。

- ①宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金（資料1-1）※市民局新規事業
- ②宿泊施設向けバリアフリー啓発リーフレットの配布（資料1-2）

3 スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1 福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正	○専門委員会	○推進会議	意見公募	○公布	★施行（1日）					
2（1）福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】の改正		案検討		○専門委員会		○案確定	★推進会議	意見公募		★施行

最大
2000 万
円

横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金

2019 年度

募集案内

募集期間： 2019 年 4 月 22 日（月）～
2019 年 6 月 21 日（金）

【問合せ先】

横浜市市民局 オリンピック・パラリンピック推進課

TEL : 045-671-4597 (平日 9:00~17:00)

Email : sh-olypara@city.yokohama.jp

目 次

1	概要	1
2	補助金額	1
3	補助対象施設	1
4	補助対象者	1
5	補助対象事業	1
	○望ましい整備の例	2
6	補助対象経費	4
7	スケジュール及び手続きの流れ	4
	① 申請期間・事前相談	4
	② 申請書等の提出	5
	見積りの際の注意事項	6
	③ ヒアリング・現場調査	7
	④ 審査会	7
	⑤ 交付・不交付決定の通知	7
	⑥ 報告書の提出・事業の着手	7
	⑦ 事業完了後の手続きについて	7
8	注意事項	8
	様式記入例	9

1 概要

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に、横浜を訪れる高齢者、障害者等の安全で快適な宿泊環境を整えるため、**横浜市内の既存の民間宿泊施設**でバリアフリー化を実施する者に対し、その改修に要する費用を予算の範囲内で補助します。

なお、本補助金は、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（以下「補助金規則」という。）及び「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づき交付します。

2 補助金額

補助対象経費×1/2（上限 **2,000** 万円）

※国や他自治体等の補助制度との併用は可能です。その場合の補助金額は、以下のとおりです。

（補助対象経費－他の補助金）×1/2（上限 2,000 万円）

3 補助対象施設

旅館業法第 2 条第 2 項に規定する市内の「**ホテル・旅館（宿泊施設）**」で用途に供する面積が **1,000 m²以上の既存施設**。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものを除きます。

4 補助対象者

補助対象施設において補助の対象となる事業を自らの負担で実施する者。

ただし、以下に該当する場合は、補助の対象となりません。

- ① 政治的な目的のために結成された法人
- ② 暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団経営支配法人等）
- ③ 事業税その他租税の未申告又は滞納があるもの
- ④ 営業に関して必要な許認可等未取得していないもの
- ⑤ 横浜市に対する賃料・使用料等の滞納があるもの
- ⑥ 民事再生法、会社再生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- ⑦ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの
- ⑧ その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと市長が判断するもの

5 補助対象事業

- ① 既存の車いす使用者用客室または一般客室を「**指定施設整備基準**」に対応させる整備。さらにその上で「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]増補版（平成 30 年 12 月）」に基づく「**望ましい整備**」に対応させるための整備。
- ② 上記①の整備に加え、館内の共用部分にある便所を「**指定施設整備基準**」に対応させる整備。さらにその上で「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]増補版（平成 30 年 12 月）」に基づく「**望ましい整備**」に対応させるための整備。
- ③ ②の整備の効果をより高め、この補助金の目的を達成するために必要と認められる措置の実施。
例）トイレの横移動を可能にする措置、床置き式の手すりの設置など備品購入等

※補助対象事業の前提として、客室又は便所までの経路及び同経路上にある出入口が、「**指定施設整備基準**」を満たしていることが必要です。ただし、①～③と同等程度の有益性があると認めるときは、補助対象となる可能性があります。

「指定施設整備基準」及び「望ましい整備」の詳細については、「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]（平成 25 年 10 月）」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]増補版（平成 30 年 12 月）」をご覧ください。

下記 URL からダウンロードできます。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukumachi/seibikijun/shisetsu-sebi/manualkaisei201812.html>

○望ましい整備の例

設 備	望 ま し い 設 備
客室	
車いす使用者用客室の設置数	車いす使用者客室を、エレベーターに近接した位置に設置する
	客室が 200 を超える場合、1 パーセント以上車いす使用者用客室を設ける
客室の出入り口	解錠・施錠が音等でわかる工夫をする
客室および便房の出入り口の有効幅員	90cm 以上とする
便房の戸	ドアロックセンサーや屋内信号装置等を設置する
テレビの設置	文字放送や字幕放送受信可能なテレビを設置する
ベッドの高さ	介助者用のベッドを確保する
	ベッドを床に固定することを避ける
スイッチ、コンセントの高さの整備	鍵を上下 2 か所に設ける
	客室内の利用しやすい位置にコンセントを設ける
クローゼット、屋内信号装置の整備	ポータブル屋内信号装置を設置する
浴槽・シャワー室・更衣室	
滑りにくい仕上げ	可能な限り排水勾配を緩やかにする
出入り口の構造	出入口の室名表示、案内板の配置・使用を高齢者・障害者が円滑に利用できるものにする
利用設備の適切な配置と構造	手すりを洗い場等に対し、水平と垂直に設ける
	洗面器、棚、シャワーチェアなどの付帯設備について、車いす使用者が利用しやすいよう配置する
	洗い場に移譲するタイプのシャワーブースを設ける場合、洗い場の高さを車いすの座面の高さと同程度（40-45cm）とする
	脱衣室・更衣室の脱衣ベンチの高さも車いすの座面の高さと同程度（40-45cm）とする
	共同浴室の浴槽内に階段を設けるなどの配慮をする
円滑にできる構造	より広いスペースを確保する
浴槽の構造	個別浴室は、浴槽の両側に移乗のためのスペースを設け、浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さと同程度（40-45cm）とする

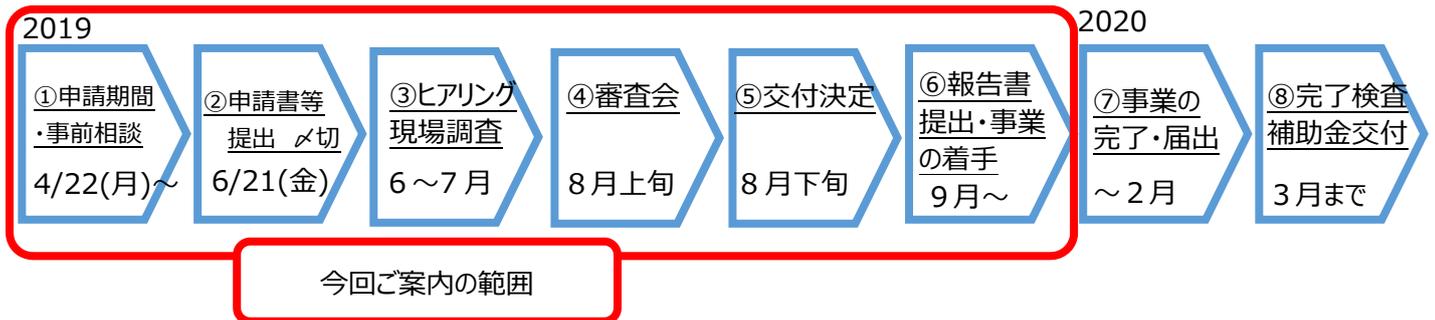
便所	
全ての便所に関する基準	戸の有効幅員や十分な空間を確保した便房を設ける
車いす使用者便房及びオストメイト用便房に関する基準	車いす使用者便房を複数設ける場合、少なくとも1以上の男女共用できる位置に設ける
	男女が共用できる位置に設けた車いす使用者便房には大きめのシートを設ける
ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準	ベビーベッド及びベビーチェアを車いす使用者用便房以外の便房に設ける
小便器の手すり	便所の入り口から最も近い小便器に設置する
その他の便房	非常用呼び出しボタンを設けるほか、各器具の配置を日本工業規格（JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針）とする
手すりの構造	その他の便房の手すりをL型手すりとする
	その他の便房の手すりを両側に設ける
戸の構造	その他の便房のドアにドアロックセンサー等を設置する
	ドアのカギを通常的位置と子どもの手の届かない位置の2か所に設置する
	施錠を示す色を赤と青とする
右利きと左利き用の配慮	車いす使用者便房に、右利き用、左利き用の便房をそれぞれ設ける
戸の構造	自動ドアの閉開ボタンは袖壁から70cm以上離す
	自動ドアの閉開ボタンを袖壁に設置するのを避け、操作の支障がない位置に設ける
便房の戸の外側の構造	直径150cm以上のスペースを確保する
便器の洗浄ボタン	光感知式の場合、洗浄ボタン式を併設する
	ボタンに展示、浮彫文字、触覚記号等による表示を行う
腰掛便座の高さ	温水洗浄便座の設置
JIS規格	各設備を、日本工業規格（JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針）のとおりとする
	洗浄ボタンの形状を丸型（○）にする。緊急呼び出しボタンの形状は洗浄ボタンと区別しやすい形状（四角形（□）又は三角形（△））にする
温水シャワー	オストメイト対応設備に温水シャワーを設置する
	全身を映すことができる姿水鏡を設ける
水洗器具	オストメイト対応設備は建築物の区分ごとに1以上設ける
紙巻き器・汚物入れ	汚物入れを蓋付きの構造とする
棚とフック	フックを2か所に設置する。高さは130cmと170cm程度にする
ベビーベッド	ベビーベッドの付近に荷物置き場やベビーチェアを置く場所を確保する
	ベビーベッド及びベビーチェアを車いす使用者用便房以外の便房に設ける
ベビーチェア	ベビーチェアを設けた便房を複数（男女別の場合は各複数）設ける
	ベビーチェアを設けた便房は、ベビーカーごとに入れるように配慮する

6 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業にかかる以下の費用のうち、必要かつ相当と認めるものとします

- ① 施設改修工事
- ② 設計及び施工監理委託経費
- ③ その他必要と認める経費

7 スケジュール及び手続きの流れ



※③以降のスケジュールは変更する場合があります。その場合は申請者に、別途御案内します。

① 申請期間・事前相談

【申請期間及び事前相談の期間】

2019年4月22日(月)～2019年6月21日(金)17時

申請期間に書類の書き方や申請方法等の相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

※お越しいただく際は、必ず事前に連絡をお願いします。

【申請先及び事前相談先】

横浜市市民局オリンピック・パラリンピック推進課 バリアフリー化担当

〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-2 スカーフ会館ビル 6 階

TEL:045-671-4597 FAX:045-664-1588

Email: sh-olypara@city.yokohama.jp

② 申請書等の提出

以下の書類を **6月21日(金) 17時まで**にご提出ください。

【必要書類】

チェック	必要書類
【補助対象者等確認書類】	
<input type="checkbox"/>	社歴書（法人の場合）※様式は任意。会社の概要がわかるパンフレット、会社案内、組織図等でも可。 経歴書（個人事業主の場合）
<input type="checkbox"/>	登記簿謄本（法人の場合） 住民票（個人事業主の場合） ※申請日以前3箇月以内に発行したもの。
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書 ※申請日以前3箇月以内に発行したもの。
<input type="checkbox"/>	直近1年分の納税証明書（法人税<その1>又は事業税（法人の場合）） 直近1年分の納税証明書（所得税<その1>又は事業税（個人事業主の場合））
<input type="checkbox"/>	直近3か年分の決算報告書の写し（貸借対照表、損益計算書等）（法人の場合） 直近3か年分の税務署による收受印を確認できる税務申告書類の写し（個人事業主の場合）
<input type="checkbox"/>	旅館業営業許可書の写し
<input type="checkbox"/>	建物の登記事項証明書（全部事項証明書の写し）
<input type="checkbox"/>	確認済証の写し ※台帳記載事項証明書でも可。
<input type="checkbox"/>	検査済証<建築基準法第7条の2第5項>の写し ※台帳記載事項証明書でも可。
<input type="checkbox"/>	宿泊者向けパンフレット等
【補助対象事業確認書類】	
<input type="checkbox"/>	横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	事業計画書・誓約書、同意書（別紙1）
<input type="checkbox"/>	「移動等円滑化経路」及び「出入口」状況報告書（別紙2）
<input type="checkbox"/>	申請事業内容説明書（別紙3）
<input type="checkbox"/>	代替措置記入表（別紙4）※代替措置をする場合のみ提出
<input type="checkbox"/>	見積書の写し ※P6.「見積りの際の注意事項」参照
<input type="checkbox"/>	仕様書 ※工事仕様書、カタログ等、仕様が分かる資料を添付してください。
<input type="checkbox"/>	工事工程表の写し ※改修工事をする場合
<input type="checkbox"/>	補助対象箇所の整備前の平面図・展開図、写真等 ※縮尺及び手すり等の補助設備配置を明記してください。
<input type="checkbox"/>	補助対象箇所の整備計画の平面図・展開図 ※縮尺及び手すり等の補助設備の配置を明記してください。
<input type="checkbox"/>	道等から改修を行う客室又は便所までの移動等円滑化経路及び同経路上にある出入口が指定施設整備基準に適合していることがわかる図面及び写真等

※必要に応じて、上記のほかに書類を求めることがあります。

※様式の記入方法は、P.9様式記入例を参照してください。

見積りの際の注意事項

横浜市が支出する助成金は、主に市税を原資としており、市内事業者（※）の下支えにも役立てるため、「市内事業者に発注する助成事業者に助成を行う」ことを原則としています。よって、補助対象となる事業費として計上する経費については、原則として市内事業者に発注してください。

（※）市内事業者とは、横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所（支店や営業所は含まない）の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に記載されていない団体をいいます。

URL : <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

（1）補助対象となる事業費の正当性を確認するため、次のとおり見積合せ等を行ってください。

「**1 件（1 契約）100 万円以上 1,000 万円未満の場合**」

市内事業者 2 者以上の見積合せを行ってください。

「**1 件（1 契約）1,000 万円以上の場合**」

市内事業者 3 者以上の見積合せ又は 5 者以上の指名競争入札を行ってください。

※市内事業者による入札又は規定の数の見積書を徴収することができない場合は、市外事業者を含めた規定の数の見積書を徴収する必要があります。

※規定の数の見積書を市内事業者から徴収できない理由が次の①～④に該当する場合は、補助対象となる事業費として認められる場合があります。その際にご相談ください。

①市内事業者で取扱いがない場合

②取扱いのある市内事業者数が見積書規定数に満たない場合

③特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者がない場合

④特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合

※ 商習慣上の理由や、継続取引先である事業者という理由だけでは認められません

（2）複数から見積書を徴収するときは、比較がしやすいよう見積項目は共通にしてください。

（3）見積書、請求書、領収書等は、発行元（事業所名・代表者名等）が同一としてください。

（4）補助対象経費と補助対象外経費が同一の契約に含まれる場合は、明確に区別して記載された見積書を徴収してください。

（5）見積書に記載の内容について不明な点がある場合は、申請者又は発注先事業者へ問い合わせをすることがあります。

（6）見積書に虚偽の記載がある場合や、不正と認められる行為が判明した場合は、補助金の交付対象となりません。交付決定後に判明した場合は、交付決定が取り消され、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

（7）補助金等を受けようとするものと役員が重複する事業者及び資本関係がある事業者から徴収した見積書は、補助対象の経費として認められません。

③ ヒアリング・現場調査

必要に応じて、市から申請者に対してヒアリングや現場調査をします。(6月下旬～7月)

④ 審査会

8月上旬に、交付・不交付の決定にあたり、有識者等の意見を聞いた上で以下の事項について審査をします。

- (1) 資格審査
 - ア 補助金交付対象者であること。
 - イ 補助金交付の必要性があり、十分な効果が期待できること。
- (2) 経理審査
 - ア 自己資金の調達能力が十分であること。
 - イ 企業経営内容が堅実であること。
- (3) 事業審査
 - ア 補助対象事業に必要な経費であること。
 - イ 事業効果が期待できる事業計画であること。
 - ウ スケジュールが無理なく組まれていること。
- (4) その他必要と認める項目

⑤ 交付・不交付決定の通知

8月下旬に交付・不交付の結果を申請者に通知し、ホームページ上において公表します。

⑥ 報告書の提出・事業の着手

交付決定通知を受け、事業に着手するときは、「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金事業報告書(第4号様式)」を提出してください。

⑦ 事業完了後の手続きについて

事業完了後の手続きについては別途、ご案内します。

8 注意事項

○交付申請書類の内容に変更があった場合（他の補助制度の補助金額に変更があった場合含む）は、速やかに「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金に係る事業（変更・中止）申請書（第5号様式）」を提出してください。

○補助金で整備したものは、財産処分制限期間があります。その期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とし、財産処分制限期間を経過するまでの間、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはいけません。また、申請書類や領収書などの関係書類は、10年間保管しなければなりません。

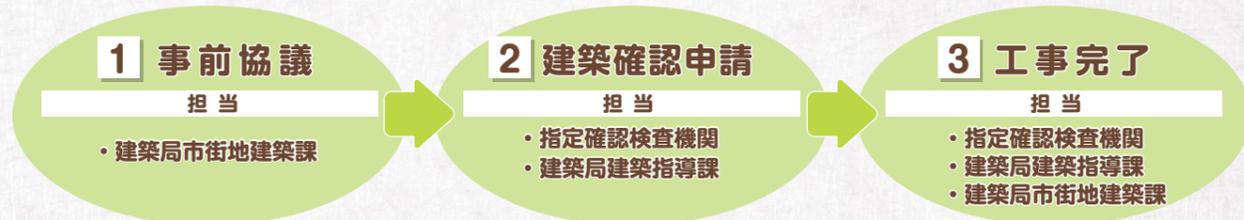
○次のいずれかに該当することが分かった場合は、交付決定を取り消します。補助金の交付を受けている場合は補助金の全部又は一部に加算金を加えて返還していただきます。

- ・虚偽の申請や報告又は不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- ・他の用途へ使用したとき
- ・補助金の交付条件に違反したとき
- ・補助金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき
- ・交付決定されない場合の要件に該当することとなったとき

○補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との支払いの区別が難しいものは、補助対象経費から除外します。

よくある質問

Q 1,000㎡以上の宿泊施設に必要な手続きは？



●「指定施設整備基準」という基準を遵守する義務があり、事前協議等の手続きの必要があります。

①事前協議…建築行為を行う方は、建築確認申請の前に「指定施設新設等事前協議書」の提出が必要です。

「指定施設整備基準」の適合状況を審査します。

②建築確認申請…一定規模以上の建築行為や用途の変更を行う際に必要な手続きで、「建築物移動等円滑化基準」の適合状況を審査します。

詳細は建築確認申請のご提出先にご確認ください。

③工事完了…工事を完了したときは、速やかに「工事完了届出書」を提出する必要があります。

施設によっては現地での完了検査があります。また、適合している建築物の場合、適合証の交付を行います。

※1,000㎡以上のホテル・旅館で基準を満たす、あるいは上回る改修を行う場合、市から補助が受けられる場合があります。

Q 1,000㎡未満の宿泊施設の基準は？

●「一般都市施設整備基準」という基準を遵守する義務があります。出入口の幅、通路に段差を設けないこと、傾斜路や戸の構造等が定められています。

●「一般都市施設整備基準」は「施設に入ること」を可能にするための具体的な整備項目を定めていますが、それだけでなく、誰もがバリアを感じることなく宿泊できるためのバリアフリー化を図ることが大切です。

Q 適合証とは何ですか？

●基準に適合している場合、市が交付する証書（A4紙1枚）です。シール等の貼付できるものではありません。

●1,000㎡以上の宿泊施設の場合、「指定施設整備基準」に適合していると、工事完了後に「指定施設整備基準適合証」をお渡しします。

●協議不要の建築物でも、「指定施設整備基準」「一般都市施設整備基準」に適合させたときには、「適合証」の交付申請ができます。

Q もっと詳細な基準・手続きを知りたい！

●基準や条例の概要を掲載している『横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル【建築物編】』をホームページで公開しています。

紙媒体でご利用になりたい方は、市庁舎1階刊行物サービスコーナーで冊子を販売しています。

横浜市 福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

問合せ先

▶福祉のまちづくり条例・バリアフリーの全般に関すること
〈健康福祉局福祉保健課〉
電話：045-671-2387 FAX：045-664-3622

▶福祉のまちづくり条例に基づく手続きに関すること
〈建築局市街地建築課〉
電話：045-671-4510 FAX：045-681-2438

▶ホテル・旅館のバリアフリー改修の補助事業に関すること
〈市民局オリンピック・パラリンピック推進課〉
電話：045-671-4597 FAX：045-664-1588

▶ホテル・旅館の営業許可に関わる手続き、「旅館業における衛生等管理要領」に関すること
〈健康福祉局生活衛生課〉
電話：045-671-2456 FAX：045-641-6074

発行年月：平成31年3月

宿泊施設の

バリアフリー対応をしましょう！



横浜市では、「福祉のまちづくり条例」で、施設のバリアフリーについて定めています。

福祉のまちづくり条例とは

■横浜市に関わる全ての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現を目的としており、バリアフリーを推進するための手続きや基準を定めています。

■条例では整備基準を設けています。指定施設(※)の規模によっては、横浜市と協議を行う必要があります。

※指定施設…福祉施設、診療所、物販店舗、飲食店、事務所、共同住宅など

宿泊施設で必要な手続き

●延床面積が1,000㎡以上の宿泊施設を新築・増築等する場合には、条例に基づく手続きが必要です。

●延床面積が1,000㎡未満の宿泊施設には、手続きの義務はありませんが、基準があります。

●手続きや基準については、4ページの「よくある質問」をご覧ください。

厚生労働省が定める「旅館業における衛生等管理要領」が平成30年6月15日に改正され、「高齢者や子ども、障害者等の宿泊者のため、施設のバリアフリー対応がなされることが望ましいこと。」という項目が追加されました。

この要領は、ホテルや旅館の営業許可の基準ではありませんが、「福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリーへの取組に一層のご協力をお願いします。

こんなところに **気** をつけよう

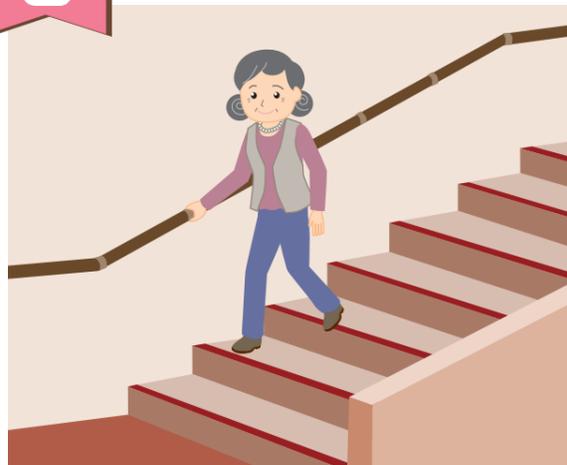
ちょっとした工夫で
バリアフリーに！

ケース 1 段差の解消



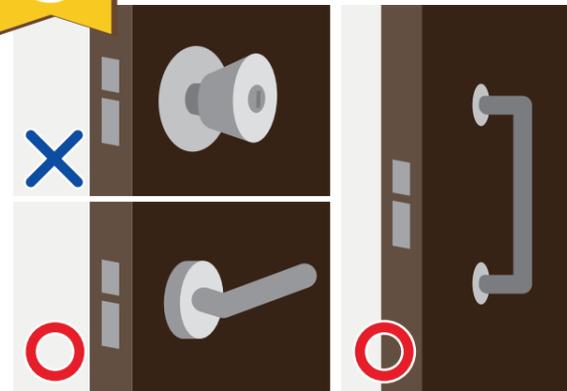
廊下や通路の段差にスロープを設置することによって、車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーの通行等にも有効です。

ケース 2 階段への手すりの設置



階段は杖使用者、視覚障害者、高齢者等にとって転倒事故の危険性が高い場所です。身体を支えることができる手すりを設置することで、段差を上り下りしやすくなります。

ケース 5 客室等の扉



円形（握り玉）は、手指に機能低下がある人にとっては操作が困難です。関節の動作の負担を最小限に抑えるレバーハンドルや棒状のものにしましょう。

また、扉の幅が広く通過しやすいものであること、前後に高低差がないことも重要です。

ケース 6 客室内の配慮



車いす使用者等は元々の客室のレイアウトだと、利用しづらい場合があります。宿泊者の状態に合わせて客室内のレイアウトが変更できるようになっていると、より快適に利用できます。

ケース 3 エレベーターの配慮



車いす使用者やベビーカー使用者が後ろ向きにエレベーターから降りる際に、背後（エレベーターの出入口）を確認しやすくするため、エレベーターかごの奥に鏡を設置すると便利です。

エレベーターのボタンに点字や浮き彫り文字がついていると視覚障害者が利用しやすくなります。

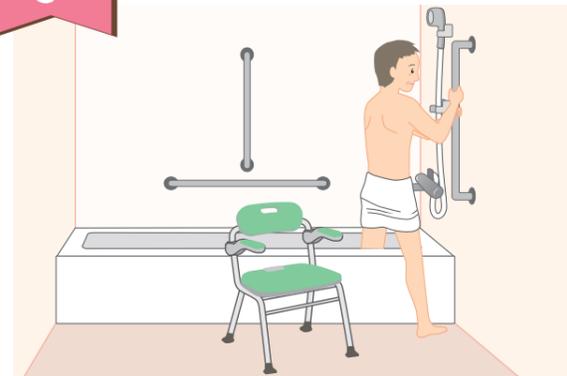
ケース 4 トイレの配慮



高齢者や歩行困難者のために、腰掛便座にしましょう。

また、立位姿勢を補助し、座位を安定させるために手すりを設置しましょう。

ケース 7 浴室の配慮



浴槽をまたぎやすくするために、手すりを設置すると良いです。浴槽から立ち上がる動作の補助としての設置も有効です。

シャワーなどの水栓はレバー式など操作がしやすく、温度調整が簡単なものだと便利です。

シャワーチェアや滑り止めマットなどの福祉用具を貸し出すことも有効です。

このような工夫をするだけでも障害のある人だけでなく、様々な人が利用しやすくなります。できるところから少しずつ、バリアフリーに取り組んでいくことが重要です。

条例では、階段や傾斜路など、整備箇所ごとにバリアフリーの整備基準（指定施設整備基準等）を設けています。

『横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】』で整備基準を解説していますので、参考にご覧ください。

横浜市福祉のまちづくり推進会議 専門委員会 委員名簿

※敬称略、五十音順

区分	氏名	ふりがな	所属	推進会議 委員	建築物に係 る検討のメ ンバー	公共交通機 関の施設に 係る検討の メンバー
鉄道事業者	大川内 孝之	おおかわち たかゆき	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 施設部 工務課 担当課長	—	—	○
学識経験者	大原 一興	おおはら かずおき	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	○	○	○
鉄道事業者	織茂 宏彰	おりも ひろあき	東京急行電鉄株式会社 鉄道事業本部 工務部 施設課長	—	—	○
建築関係者	金子 修司	かねこ しゅうじ	横浜市建築設計協同組合 理事長 横浜商工会議所 議員	○	○	—
学識経験者	川内 美彦	かわうち よしひこ	アクセスプロジェクト 主宰	—	○	○
関係団体	小泉 暁美	こいずみ あけみ	特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)	○	—	○
鉄道事業者	小棚木 克裕	こたなぎ かつひろ	相模鉄道株式会社 施設部工務課 課長	—	—	○
建築関係者	下村 旭	しもむら あきら	(社) 神奈川県建築士会	○	○	—
関係団体	高橋 昌彦	たかはし まさひこ	横浜市オストミー協会 会長	—	○	○
関係団体	谷口 高広	たにぐち たかひろ	ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル 執行役員 副総支配人	—	○	—
関係団体	西村 顕	にしむら あきら	横浜市総合リハビリテーションセンター 研究開発課 主任	—	○	○
学識経験者	橋本 美芽	はしもと みめ	首都大学東京大学院 人間健康科学研究科 准教授	○	○	○
関係団体	畑中 祐美子	はたなか ゆみこ	よこはま一人子育てフォーラム 認定特定非営利活動法人びーのびーの	○	—	○
関係団体	葉山 知則	はやま とものり	横浜市社会福祉協議会 市民活動支援課 課長	—	○	○
関係団体	松島 雅樹	まつしま まさき	横浜市脳性マヒ者協会 事務局長	—	○	○
建築関係者	八木 佐知子	やぎ さちこ	(社) 横浜市建築士事務所協会	○	○	—

専門委員会における検討状況について（公共交通機関の施設）

1 経緯

国土交通省は、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、平成 30 年 3 月にバリアフリー法（※1）に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（以下「交通バリアフリー基準」といいます。）及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」（以下「ガイドライン」といいます。）を改正しました。

新たな交通バリアフリー基準及びガイドラインと整合性を図ることを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する公共交通機関の施設の整備基準（以下「整備基準」といいます。）の見直しを行うとともに、本市における運用上の課題もあることから、国の動向への対応とともに検討を行っています。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

2 検討の進め方

整備基準の改正について検討したのち、それに基づいて、施設整備マニュアル〔公共交通機関の施設〕（以下「マニュアル」といいます。）の見直しを行います。

3 検討項目

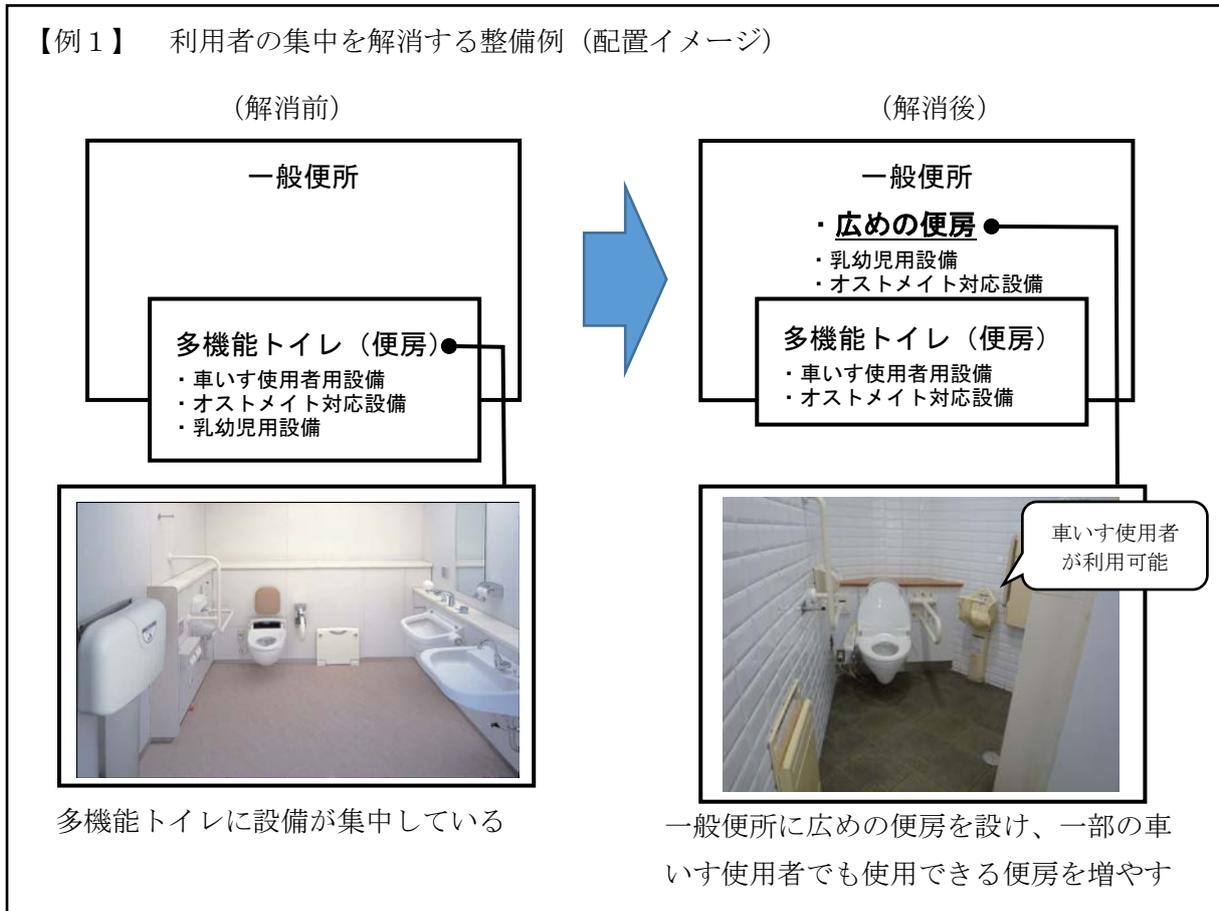
(1) 検討状況

これまでに3回の専門委員会を開催し、以下3項目（ア～ウ）の改正方針についてご了承いただきました。

ア 便所	
改正方針	① 多機能トイレへの利用者集中を解消するため、多機能トイレを想定した現行の整備基準の構成から、「機能分散」が可能な構成に変更します（※2）。 ② 乳幼児用設備の設置を新たに基準化するとともに、おむつ交換台の設置場所を便房内に限定しないこととします。 ③ 便所の男女別及び構造を音や点字等の方法で示す設備の設置を基準化します。

※2 本市の「機能分散」の考え方は、車いす使用者以外を対象とする設備については多機能トイレからの完全な分離は求めず、一般便所におけるそれらの機能の増設により、多機能トイレへの利用者集中の解消を図るものとします（施設整備マニュアル〔建築物編〕増補版で示した内容と同様）。

【例1】 利用者の集中を解消する整備例（配置イメージ）



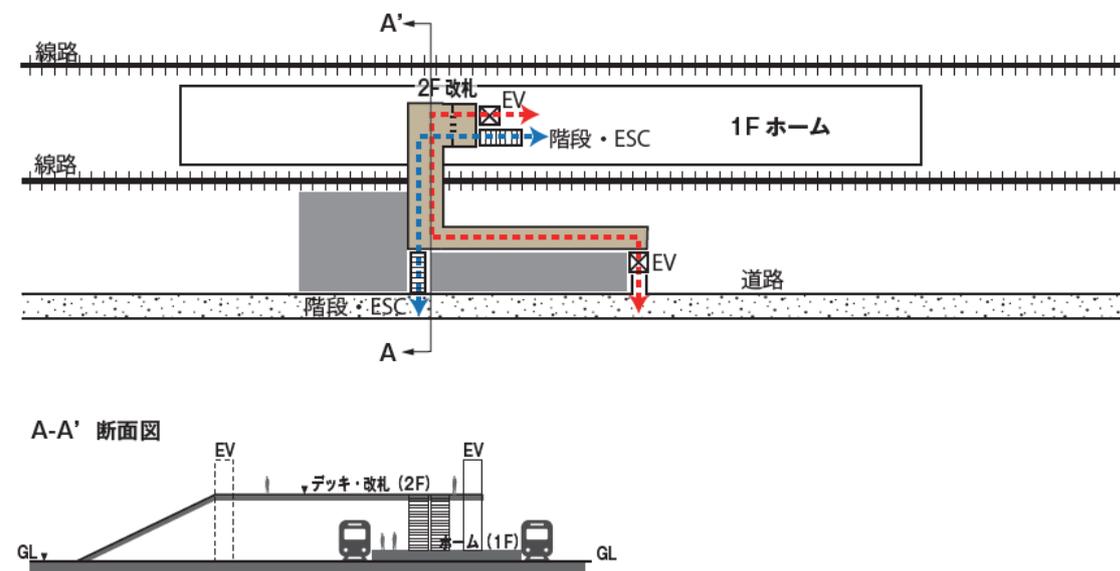
イ バリアフリールート（移動等円滑化経路）（※3）

改正方針

- ① 国の改正基準に沿った対応とします（資料3-1参照）。
- ② 工事の規模やその内容によって、やむを得ず原則どおりに設計できない理由等について事前協議時に確認します。

※3 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路において、床面に高低差がある場合に、傾斜路又はエレベーターを設置して段差解消した経路をいいます。主要なルートとバリアフリールートが一致することを原則とします。

【例2】主要なルートとバリアフリールートが一致していない駅の例



ウ エレベーター

改正方針

- ① 旅客施設の利用の状況を考慮してエレベーターの台数、大きさを定めることを基準化し、大きさを決める際に参照する表及び「優先マーク」の設置推進についてマニュアルに記載します（資料3-1参照）。
- ② 乗降ロビー付近に段差がある場合、転落の危険があることをマニュアルに記載し、事例もあわせて紹介します（資料3-2参照）。
- ③ 聴覚障害者に配慮した設備をマニュアルで紹介します。

(2) 今後の検討

今後は、案内表示や視覚障害者誘導用ブロック等について検討します。

また、設計の際に配慮してほしいポイント等、専門委員会でいただいた様々なご意見については、マニュアル見直しの際に詳細を検討する項目として蓄積しており、今後の検討に活用します。

4 専門委員会の開催状況

(1) 平成 30 年度第 3 回（平成 30 年 12 月 14 日（金））

検討内容：便所

(2) 平成 30 年度第 4 回（平成 31 年 2 月 20 日（水））

検討内容：便所、バリアフリールート

(3) 平成 31 年度第 1 回（平成 31 年 4 月 26 日（金））

検討内容：バリアフリールート

5 今後のスケジュール（予定）

- 8 月頃 令和元年度第 3 回専門委員会（公共交通機関の施設の検討として 4 回目）
検討内容：案内表示、視覚障害者誘導用ブロック など
- 11 月頃 第 44 回推進会議
検討内容：改正基準の素案 など
- 12 月頃 市民意見公募
- 2 月頃 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則 改正・公布

交通バリアフリー基準及びガイドラインの見直しについて

現状

対応の内容

駅等におけるバリアフリールート of 最短化・複数化について

○バリアフリールートが1ルートのみであること等により、高齢者、障害者等が車両等に乗降する際に、著しく長距離・長時間の移動を余儀なくされるケースが存在。
※現行基準：1ルート以上

- バリアフリールートの最短経路化を義務付け【省令】
- 大規模な鉄道駅については、バリアフリールートの複数化を義務付け【省令】

乗継ぎルートのバリアフリー化について

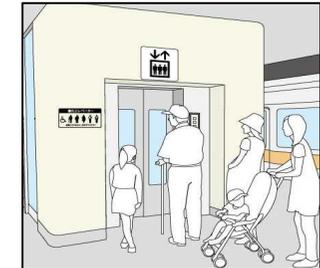
○高齢者、障害者等が乗継ぎの際、著しく長距離・長時間の移動を余儀なくされるケースが存在。
※現行基準：規定なし

- 乗継ぎルートについてバリアフリー化し、かつ、当該ルートの最短経路化を義務付け【省令】
- 別事業者の乗降場との乗継ぎ円滑化も推進【ガイドライン】

エレベーターかごの大きさ等について

○高齢者、障害者等がエレベーターの前で待たされ、エレベーターの利用までに著しく長時間を要するケースが存在。
※現行基準：かごの大きさ11人乗り以上

- 旅客施設の利用の状況に応じたエレベーターの複数化・大型化を義務付け【省令】
- エレベーターの大きさを決定する際には、以下の表を参照【ガイドライン】
- 障害者、高齢者等の「優先マーク」設置を推進【ガイドライン】



＜エレベーターの大きさ＞

最大定員[人]	かごの内方幅[cm]	かごの内方奥行き[cm]	備考
11	140	135	
13	160	135	
15	160	150	
17	180	150	Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインにおいて標準とされる整備内容
	200	135	
20	180	170	
	200	150	
24	200	175	Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインにおいて推奨とされる整備内容
	215	160	

必要に応じて上記以上の大きさも考慮。

＜優先マークの例＞



参考 2-1-30 エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性

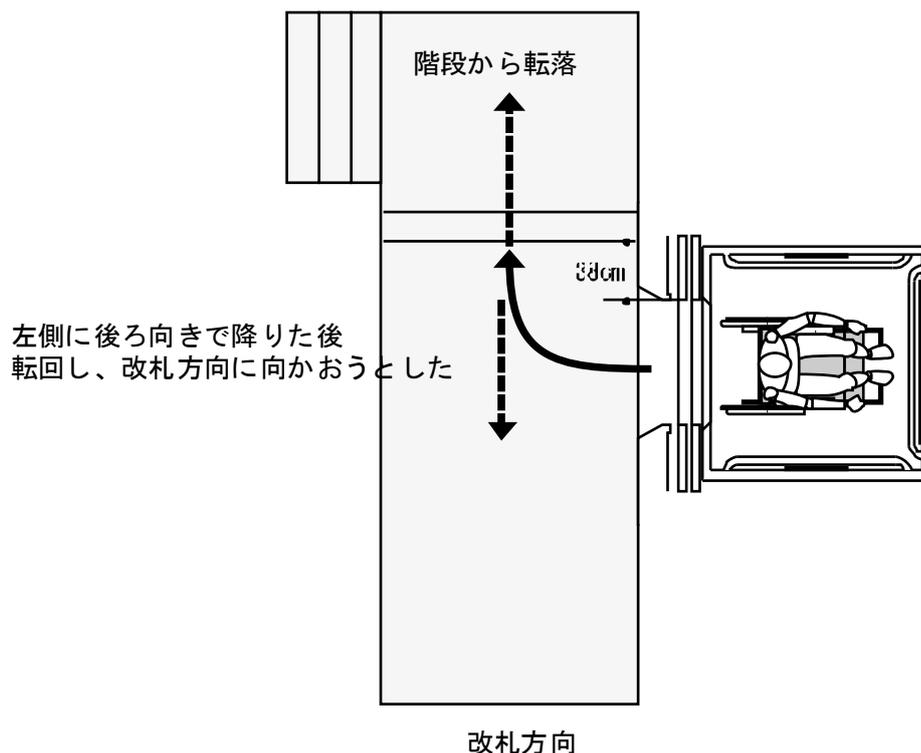
○エレベーターロビー付近に下り段差等が近接する等の危険な状況をつくりださないこと

- ・車椅子使用者は、かご内で転回できない場合には、前進で乗り込み、後退して降りることとなるため、エレベーターを降りた後のロビー空間において車椅子使用者が転回できる空間を確保することが重要である。このため、本整備ガイドラインにおいては、ロビー空間の広さについて、標準的な整備内容として車椅子使用者が転回できるよう 150cm 以上×150cm 以上の空間を確保すること、望ましい整備内容として電動車椅子使用者が転回できるよう 180cm 以上×180cm 以上の空間を確保することを示している。
- ・しかし、実際の利用状況を鑑みると、電動車椅子使用者がエレベーターを出入口の左右に避けながら降りることも想定され、出入口の正面方向のみでなく、出入口の左右方向にも十分な広さの空間を確保する必要がある。
- ・このような電動車椅子使用者等の利用状況を考慮すると、出入口左右方向に下り段差や下り階段、下りスロープが設置されている場合、電動車椅子使用者等が転倒、転落するおそれがある。同様に、肢体不自由者、高齢者、視覚障害者等をはじめ高齢者、障害者等にとっても、エレベーター出入口付近に下り段差や下り階段、下りスロープが近接することは危険であることに十分留意する必要がある。

< X 駅での事故事例 >

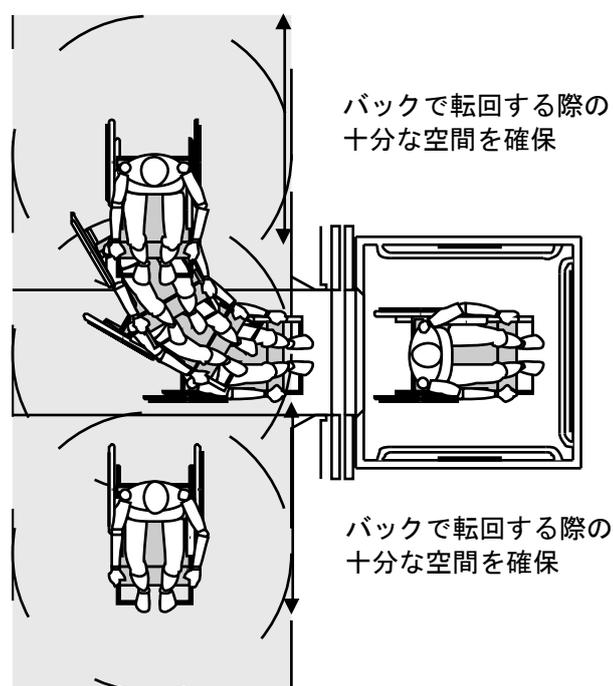
- ・X 駅において、電動車椅子使用者がエレベーターに近接する下り階段（2段）から転落し、死亡する事故が発生した。
- ・事故現場はエレベーターロビー出入口と下り階段が隣接（出入口端から階段まで 38cm）しており、電動車椅子使用者は、エレベーター前の通路で方向転換する際に当該階段より転落した。
- ・エレベーターかご内・出入口幅の寸法はならびにロビー広さは旧移動等円滑化基準に適合しており、かつ、旧整備ガイドラインに記載された内容を満たしていた。

【事故発生時の状況】



<新設・大規模改良時の配慮事項>

- ①電動車椅子が後向きでエレベーターを降りた後、左右に避け、さらに転回できる範囲を確保するため、出入口左右端からそれぞれ十分な広さの範囲（左右端からそれぞれ電動車椅子が転回できる空間の確保を考慮すると 180cm 程度）には、下り階段・段を設けない。
- ②正面で転回することも考慮し、正面方向にも十分な広さ（電動車椅子の転回を考慮すると 180cm 程度）の範囲には下り階段・段を設けない。
※①②において、構造上の問題などにより段・階段を設ける場合には、転落防止ポール等により対応する。
- ③電動車椅子使用者がかご内で転回し前進により降りることができる大型のエレベーター（18人乗り以上等）を設置することや、かご内部で転回することなく利用できるスルー型エレベーターを設置することも有効である。



<既存施設等において危険な状況が生じている場合の対応方策>

- ①上記空間内（出入口左右端から電動車椅子が転回できる十分な空間）に下り階段・下り段がある場合、転落防止策として、転落防止柵等を設ける。
- ②ただし、階段において転落防止柵を設けることにより、本整備ガイドラインで定める階段幅 120cm や建築基準法で定める階段幅を確保できない場合など構造上転落防止柵を設置できない場合には、当該エレベーターを利用するために必要な各階乗り口位置及びかご内の車椅子使用者に配慮した操作盤近くにおいて注意喚起の掲示を行う（降りた後に下り階段・下り段が近接する位置とともに安全に降りるために転回すべき方向を示す）。
- ③なお、旅客施設のエレベーターロビーには、様々な構造が想定されるため、①及び②以外の転落防止策の実施にあたっては、必要に応じて電動車椅子使用者の意見を聞き検討する。

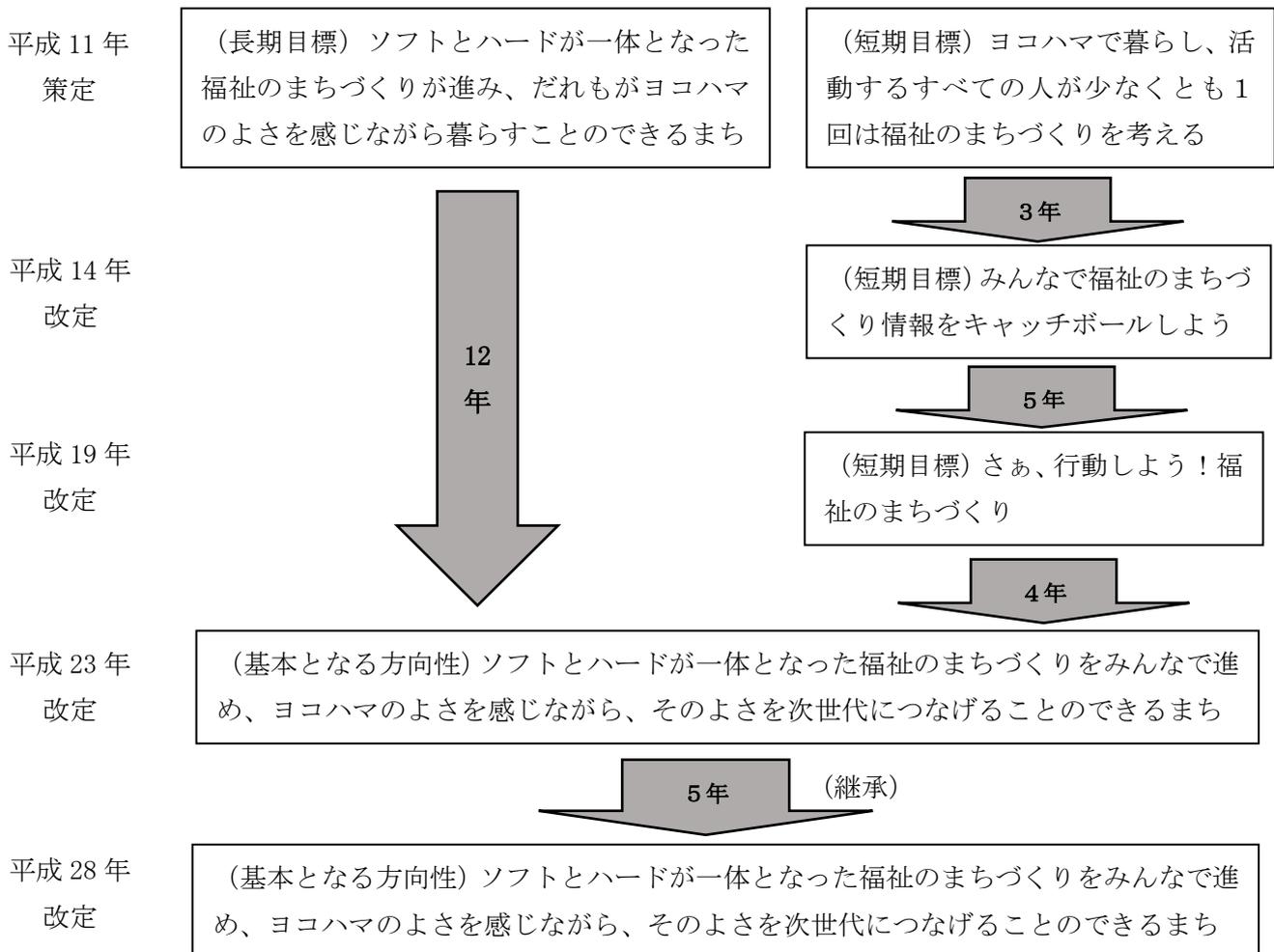
横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定について

1 推進指針の概要

横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下「推進指針」といいます。）は、横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年条例第90号。以下「条例」といいます。）第12条に基づき、策定しています。

条例（指針の策定）
第12条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。
2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。
（1）福祉のまちづくりに関する目標
（2）福祉のまちづくりに関する施策の方向
（3）市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
（4）前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項
3 略

2 制定及び改定の経緯



3 検討の進め方

推進指針の具体的な内容については、福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）の下部組織である小委員会で検討し、推進会議に諮ります（資料4-1参照）。小委員会の設置については、条例第7条第3項及び福祉のまちづくり推進会議運営要綱（以下「要綱」といいます。）第6条に定められています。

条例（設置）

第7条 略

2 略

3 推進会議に、必要に応じ小委員会又は専門委員会を置くことができる。

要綱（小委員会）

第6条 推進会議は、福祉のまちづくりを地域に普及するとともに、市民意見を反映するため、条例第7条第3項に定める小委員会を置くことができる。

2～7 略

推進指針の期間が令和2年度までとなっているため、次期推進指針策定のための検討を元年度から2か年にかけて行います。

4 策定スケジュール（予定）

令和元年度

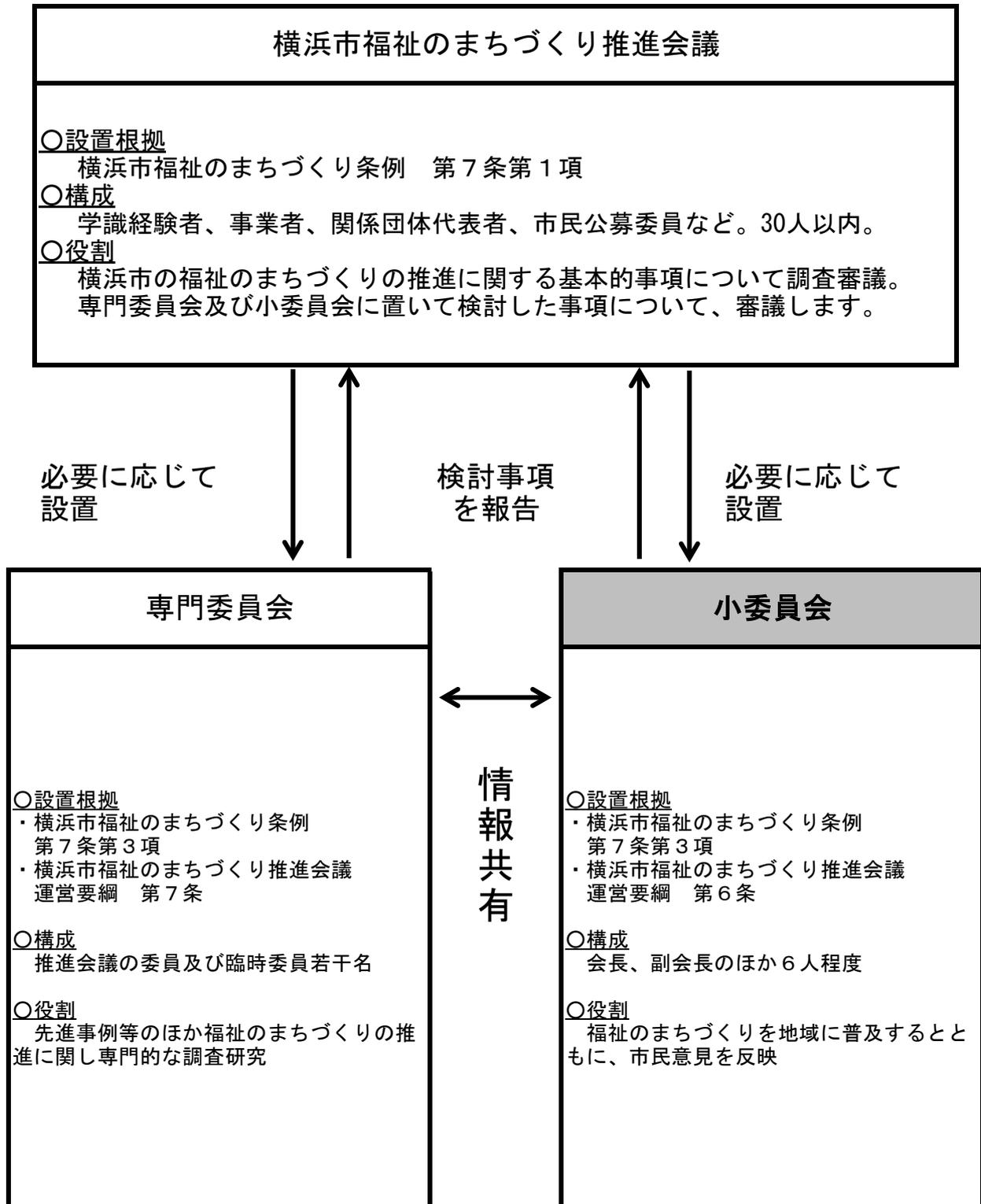
- 6月11日 第43回推進会議（次期推進指針の策定に向けた検討を始めることを報告）
- 6～10月 事務局にて現行指針の課題、次期推進指針で取り組むべきこと等を整理
- 11月 第44回推進会議（小委員会の設置）
- 12月 第57回小委員会（現行指針の振り返り、評価等）
- 12～2月 市民向けアンケート、関係団体へのヒアリングを実施
- 3月 第58回小委員会（アンケート・ヒアリング結果の報告、次期推進指針の骨子等）

令和2年度

- 5月 第59回小委員会（次期推進指針の素案について）
- 6月 第45回推進会議（小委員会で検討した素案の承認）
- 7月 素案に関する市民意見公募を実施
- 8月 第60回小委員会（市民意見公募の報告、次期推進指針の原案について①）
- 10月 第61回小委員会（次期推進指針の原案について②）
- 11月 第46回推進会議（市民意見公募の報告、原案の承認）
原案作成後は、本市において次期推進指針を確定し、周知を検討
- 3月 次期推進指針を公表

横浜市福祉のまちづくり推進会議について

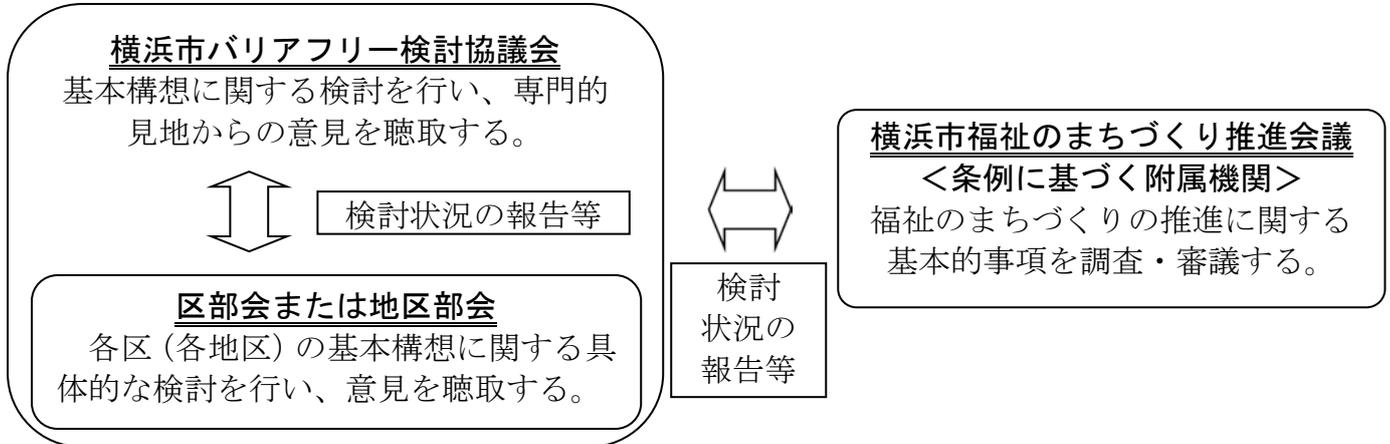
◆横浜市福祉のまちづくり推進会議 構成図



令和元年 6 月 11 日
福祉のまちづくり推進会議資料
道路局企画課

横浜市バリアフリー基本構想について

1 横浜市の検討体制



2 横浜市バリアフリー基本構想の検討状況について

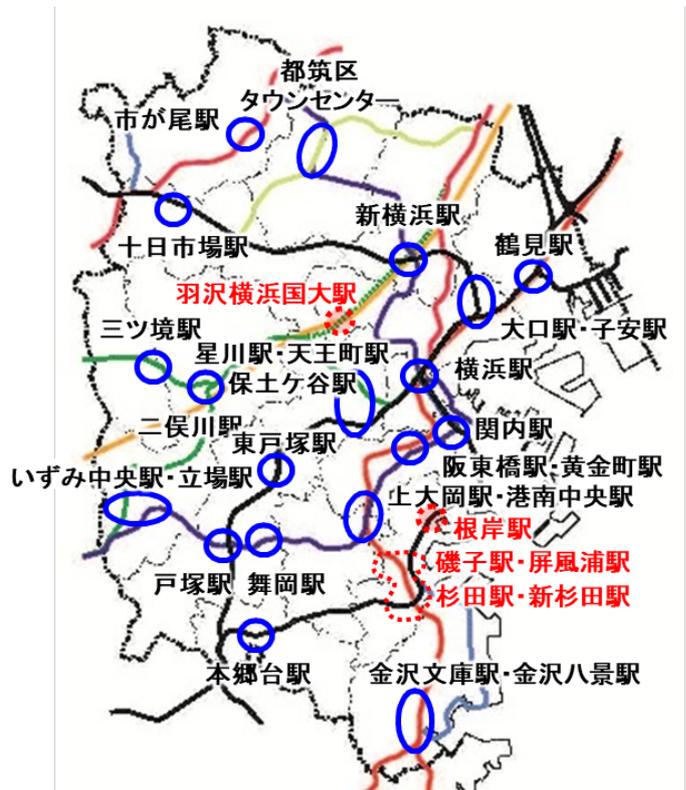
各区1地区での策定が28年度末に完了し、現在は、区ごとに複数の駅を同時に検討するとともに、策定済み地区の見直しを実施しており、平成30年11月に戸塚区(戸塚駅(見直し)、東戸塚駅、舞岡駅)、平成31年3月に保土ヶ谷区(星川駅(見直し)、天王町駅、保土ヶ谷駅)の基本構想の策定が完了しました。

今年度は、平成25年度に策定した杉田駅・新杉田駅の見直しとともに、新規に磯子駅、屏風浦駅、根岸駅周辺地区を対象に磯子区での作成に着手します。

あわせて、基本構想提案制度に基づき、羽沢横浜国大駅周辺地区(神奈川区、保土ヶ谷区)の作成をする方向性で各区と道路局で検討しています。

※バリアフリー基本構想の提案制度とは
バリアフリー法(第27条)では、利用者、住民、NPO法人、公共交通事業者などの皆さんが、市町村に対し基本構想の作成・変更を提案できます。

本市では、初めての提案となります。



バリアフリー基本構想		
●	策定済み	30駅
○	策定・見直し予定	磯子区 羽沢横浜国大駅

3 横浜市バリアフリー検討協議会について

平成30年12月21日に第8回、令和元年5月13日に第9回横浜市バリアフリー検討協議会を開催しました。

(1) 第8回バリアフリー検討協議会の議事内容

平成29年度末時点の特定事業の進捗状況の報告を行いました。

横断歩道等における歩車道境界の段差に関する検討について委員に意見を聴取しました。

(2) 第9回バリアフリー検討協議会の議事内容

平成30年度のバリアフリー基本構想の作成の進捗状況について報告を行いました。

羽沢横浜国大駅周辺地区において、基本構想の作成の提案がありましたので、委員に意見を聴取しました。

【参考】バリアフリー基本構想の策定状況

○策定済み

地区名		該当区	開始	策定	整備目標
1	関内駅周辺	中区	H15.8	H16.8	H22
2	鶴見駅周辺	鶴見区	H15.9	H16.8	H22
3	横浜駅周辺	西区	H16.2	H18.8	H22
4	新横浜駅周辺	港北区	H16.3	H18.8	H22
5	三ツ境駅周辺	瀬谷区	H17.6	H19.3	H22
6	戸塚駅周辺	戸塚区	H18.7	H20.5	H22
→戸塚区基本構想に統合					
7	上大岡駅・港南中央駅周辺	港南区	H18.8	H20.5	H22
8	都筑区タウンセンター周辺	都筑区	H20.6	H22.5	H26
9	星川駅周辺	保土ヶ谷区	H21.4	H23.3	H27
→保土ヶ谷区基本構想に統合					
10	本郷台駅周辺	栄区	H21.7	H23.8	H28
11	大口駅・子安駅周辺	神奈川区	H22.2	H23.12	H28
12	二俣川駅周辺	旭区	H22.8	H24.5	H29
13	金沢文庫駅・金沢八景駅周辺	金沢区	H22.10	H25.3	H29
14	いずみ中央駅・立場駅周辺	泉区	H23.8	H25.3	H29
15	杉田駅・新杉田駅周辺	磯子区	H24.7	H26.3	H30
16	阪東橋駅・黄金町駅周辺	南区	H25.7	H27.3	R元
17	市が尾駅周辺	青葉区	H26.7	H28.3	R2
18	十日市場駅周辺	緑区	H27.7	H29.3	R3
19	戸塚区（戸塚駅（見直し）、東戸塚駅、舞岡駅）		H29.3	H30.11	R5
20	保土ヶ谷区（星川駅（見直し）、天王町駅、保土ヶ谷駅）		H29.9	H31.3	R6

○作成中

地区名		開始	策定予定
1	磯子区（杉田駅・新杉田駅（見直し）、磯子駅、屏風浦駅、根岸駅）	R元	R3

※基本構想の閲覧等

策定済みのバリアフリー基本構想は、[道路局企画課のホームページ上に公開](#)しています。また、冊子を道路局企画課でご覧いただけます。

令和元年年6月11日(火)
横浜市社会福祉協議会

平成30年度横浜市福祉のまちづくり推進に関する 社会福祉協議会事業の福祉啓発事業報告について

1 福祉教育（啓発）事業

(1) 先生のための福祉講座（市教育委員会・各区社協との共催）

市内の小中高校（公私問わず）、盲・ろう・特別支援学校の教職員を対象に福祉学習についての基本理解のための講座を開催しました。

事例提供されたプログラムを持ち帰り、自校の授業に活用するなどの波及効果が見られています。

開催日：平成30年8月23日（木）13:00～16:45

参加者：23名（小学校18/中学校4/高校1）

講師：長沼 豊氏（学習院大学文学部教育学科 教授）



(2) 小・中学校、高等学校等での福祉講座の実施

福祉教育プログラム集「やってみよう！福祉教育！」を活用し、18区社協において障害当事者やボランティア、地域住民などの協力をいただき、市内の小中高校（公私問わず）で授業の中で障害理解等に関する福祉講座を、349件（延べ参加者38,209名※29年度実績）実施しました。

市社協から区社協に、福祉体験に伴う整備費用等の一部を補助しています。

後日、障害理解の当事者講師として参加した方が通う施設に、生徒が遊びに行ったとの報告があり、福祉啓発をきっかけに、地域と福祉がつながるまちづくりへと広がっていく動きが見られています。

2 企業向けの福祉啓発研修

市社協では、企業からの依頼を受けて「企業向け福祉啓発研修 プログラム集」を活用した社員向けの研修会を実施し障害理解をはじめとした福祉啓発を行いました。

企業数：5社、参加者628名

内容：①バリアフリーマインド研修

②新入社員対象の福祉施設での2日間のボランティア

③体験・体験のための事前事後学習

④障害者福祉施設でのボランティア体験研修

⑤高齢者・障害者のバリアフリーを考える研修（疑似体験）

⑥職員有志対象の手話講座



平成 30 年度 福祉のまちづくり推進事業の報告について

1 横浜市福祉のまちづくり条例推進事業

(1) 横浜市福祉のまちづくり推進会議等の開催

- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議の開催（年 1 回）
- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会の開催（年 4 回）

(2) 条例対象施設についての事前協議・相談等（通年）

横浜市福祉のまちづくり条例の対象となる施設を新設又は改修する際に、安全かつ円滑に利用できるようにするため、事前協議等を実施。

（参考）平成 30 年度協議件数 614 件（うち適合件数 224 件（約 36.5%適合））

(3) 福祉のまちづくり普及啓発

ア 新採用職員研修の実施（総務局主催）

横浜市職員として市民と接する上で必要な「福祉の視点」を養うことを目的に実施。

- ① 日 時：平成 30 年 4 月 2 日（月）
- ② テーマ：「心のバリアフリー～考え、行動すること～」
- ③ 講 師：小泉 暁美 氏（特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会）
- ④ 受講者：新卒・社会人・技能職員採用 約 1,000 人

イ 福祉教育

子ども用啓発リーフレットの配布（7月中旬）

「さあ、行動しよう！福祉のまちづくり」の増刷（約 40,000 部）

市内全小学校 4 年生に、授業等での活用事例集と合わせて配布、総合学習などに活用。

ウ 「福祉のまちづくり研修」の実施

横浜市職員及び市内の建築関係者を対象に、福祉のまちづくり条例、同条例施行規則における基本理念の学習とともに、セミナー、車いす体験や白杖を用いたフィールドワークを通して、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的に実施。

【開催概要】

- ① 日 時 1 日目：平成 30 年 10 月 30 日（火） 9 時 45 分～17 時 15 分
2 日目：平成 30 年 10 月 31 日（水） 9 時 45 分～17 時 15 分
- ② 会 場 横浜市障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール
- ③ 受講者 合計 48 名（1 日目：22 名、2 日目：26 名）

※受講者内訳

本市職員・・・44 名

（うち事務 14 名、建築 13 名、土木 7 名、造園 4 名、電気 5 名、機械 1 名）

④ 内容

- ・TOTO(株)によるトイレセミナー
- ・障害当事者講話（視覚障害、内部障害【オストメイト】）
- ・車いす体験、白杖を用いたフィールドワーク
- ・整備事例検討グループワーク

(写真) 当日の様子



エ 福祉のまちづくり研修会

「オリパラを契機としたこれからのバリアフリー」

(主催：川崎市、共催：神奈川県、横浜市)

横浜市、川崎市を含む神奈川県下の建築関係者を対象に、福祉のまちづくりやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等の理解を深めることを目的に実施。

【開催概要】

- ① 日時：平成31年2月25日（水） 14時00分～16時30分
- ② 会場：川崎市産業振興会館 9階 第3研修室
- ③ 参加者：建築関係者（建築士等）、交通事業者、行政職員 等
- ④ 参加者数：63名（建築関係者24名、行政職員39名）
- ⑤ 講演内容・講師
 - ・第1部「NO MORE バリアフル建築！」
大塚 訓平 氏（株式会社オーリアル代表／NPO法人アクセシブル・ラボ代表理事）
 - ・第2部「2020までに、そして2020以降へ」
本多 健 氏（有限会社本多健建築設計室一級建築士事務所代表）

2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

車いす使用者、高齢者、障害者やベビーカー利用者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所をもつ民営バス事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助する。

- ・平成 30 年度補助台数：36 台

(参考：市内バス事業者のバス保有台数とノンステップバス導入率)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
保有台数 (台)	1, 9 5 3	2, 0 5 0	2, 0 4 6	2, 0 3 2
導入率 (%)	6 7. 6 %	6 7. 9 %	7 2. 5 %	7 4. 5 %

3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

高齢者・障害者を含むすべての人が生活し、活動しやすいまちづくりを推進するため、移動の拠点となる鉄道駅舎において鉄道事業者がエレベーターを設置する際に、経費の一部を補助する。

- ・平成 30 年度は新規の補助は行っていませんが、以下の補助事業について工事が完了しました。

【参考】駅の段差解消について

<石川町駅南口バリアフリー整備事業>

J R 石川町駅は、本市補助（鉄道駅舎エレベーター等設置事業）により、平成 18 年度に北口がバリアフリー化され、段差解消駅としています。しかし、北口と南口が中村川で分断されているため、南口についてもバリアフリー化を進めてきましたが、平成 30 年度に完了しました。

4	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業等	
本年度	3億6,927万円	
前年度	3億5,990万円	
差引	937万円	
本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	369万円
	市費	3億6,558万円

事業内容
 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。

1 福祉のまちづくり条例推進事業〈拡充〉 1,429万円
 バリアフリー法の基準改正を受けて、本市でも条例の基準等を見直します。
 また、次期福祉のまちづくり推進指針の策定に向け、現行推進指針の振り返り等を行います。
 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催
 (2) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討（基準改正等）
 (3) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討（次期推進指針の策定等）
 (4) 福祉のまちづくり普及啓発
 (5) 条例対象施設についての事前協議・相談等

2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業 【中期】4,135万円
 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。
 民間事業者への補助 75台

3 福祉有償運送事業 418万円

福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。

4 再犯防止推進計画策定事業 〈新規〉 744万円

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく、横浜市再犯防止推進計画（仮称）を策定します。策定にあたっては、内容の検討等を行うため、外部委員を含む検討会を開催するとともに、市民意見募集を実施します。

5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 〈拡充〉 555万円

- (1) 25年度に策定した「社会福祉職・保健師人材育成ビジョン」に基づく階層別研修、専門職研修及び人材育成支援研修等の実施により、地域福祉保健の推進を担う職員を育成します。
- (2) 福祉保健分野の学生実習を受け入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。
- (3) 研修内容を充実させるために、ごみ問題を抱えている人への支援事業と合同で、調査・研究を実施します。

6 福祉保健システム運用事業 2億9,646万円

高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、改元対応等の必用な改修を行います。